

岡山県交流・定住促進協働会議規約

(名称)

第1条 この会は、岡山県交流・定住促進協働会議（以下「協働会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県、市町村、民間団体等の協働により、交流・定住希望者への情報発信や受入体制の整備を進め、本県における交流・定住人口の拡大を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協働会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 県内の交流・定住に係る情報の交換、共有及び発信
- (2) 県内における交流・定住の受入体制の整備
- (3) その他目的の達成のために必要な活動

(構成)

第4条 協働会議は、別表に掲げる者で構成する。

2 構成員の属する組織又は団体には、協働会議の活動に関する連絡、調整等を担当する窓口担当者を置く。

(役員)

第5条 協働会議に、会長1名、副会長3名を置く。

- 2 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐するものとし、会長に事故ある時は、副会長の内1名が会長を代行する。
- 3 会長は、岡山県県民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、岡山県県民生活部地域活性化推進監の職にある者、市長会の会長の任にある市の構成員及び社団法人岡山県宅地建物取引業協会事務局長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 協働会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協働会議に幹事会を置き、構成員の属する組織又は団体から推薦のあった者で構成する。

- 2 幹事会に、幹事長を置き、幹事会を総理する。幹事長は、副会長の内、岡山県県民生活部地域活性化推進監の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 4 幹事会は、協働会議の活動に必要な事項の協議及び連絡調整を行う。
- 5 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(推進チーム)

第8条 幹事会に、第3条の活動に関する特定事項の調査、研究及び施策立案等（以下、「調査等という。」）行わせるため、課題別推進チーム（以下、「推進チーム」という。）を置くことができる。

- 2 推進チームは、調査等に関係する構成員の属する組織又は団体から推薦のあった者で構成する。
- 3 推進チームは、必要に応じ、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、必要に応じ、推進チームに、調査等に関係する者を参加させることができる。

(事務局)

第9条 協働会議の事務を処理するため、岡山県県民生活部中山間・地域振興課内に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協働会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成25年2月20日から施行する。

別表（第4条関係）

構成組織・団体名	職名	備考
岡山県経済団体連絡協議会	事務局長	
岡山県商工会議所連合会	専務理事	
岡山県経営者協会	専務理事	
一般社団法人岡山経済同友会	専務理事・事務局長	
岡山県中小企業団体中央会	専務理事	
岡山県商工会連合会	専務理事	
一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会	事務局長	
一般社団法人岡山県不動産協会	事務局長	
公益社団法人岡山県観光連盟	専務理事	
岡山県農業協同組合中央会	専務理事	
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	常務理事	
岡山市	統括審議監	
倉敷市	企画財政部長	
津山市	総合企画部長	
玉野市	政策部長	
笠岡市	政策部長	
井原市	総務部長	
総社市	総務部長	
高梁市	市民生活部長	
新見市	総務部長	
備前市	総務部長	
瀬戸内市	総合政策部長	
赤磐市	総務部長	
真庭市	総合政策部長	
美作市	企画振興部長	
浅口市	企画財政部長	
和気町	副町長	
早島町	副町長	
里庄町	副町長	
矢掛町	副町長	
新庄村	総務企画課長	
鏡野町	副町長	
勝央町	副町長	
奈義町	副町長	
西粟倉村	副村長	
久米南町	定住促進課長	
美咲町	副町長	
吉備中央町	副町長	
岡山県教育委員会	教育次長	
岡山県	県民生活部長	
〃	県民生活部地域活性化推進監	